

# 三つのポリシーに関する 参考資料

# 三つのポリシーの関係法令

## ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

## ○学位規則（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（学位規程）

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

- 2 （略）

# 三つのポリシーの策定状況等①

## 1. アドミッション・ポリシー

### ○入学者受入方針の策定の状況

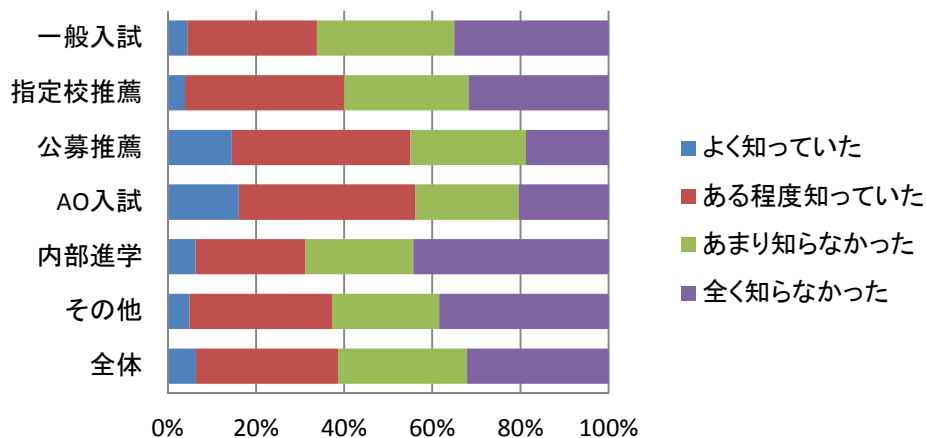
区分		入学者受入方針を定めている大学数		
		学部ごとの入学者受入方針を定めている大学・学部数		
		大学数	学部数	
大学	国立	82 (100.0)	81 (98.8)	375 (98.4)
	公立	80 (100.0)	80 (100.0)	173 (100.0)
	私立	579 (100.0)	577 (99.7)	1,618 (99.0)
	計	741 (100.0)	738 (99.6)	2,166 (99.0)

### ○入学者受入方針の明確化の状況

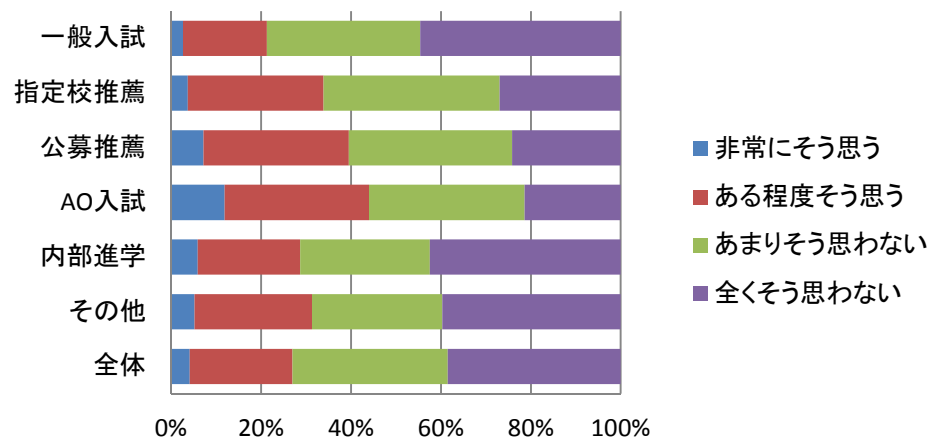
区分		求める学生像だけでなく、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めている大学数
大学	国立	58 (70.7)
	公立	27 (33.8)
	私立	231 (39.9)
	計	316 (42.6)

出典：文部科学省大学入試室調べ

### ○入学者のアドミッションポリシーの認知度



### ○アドミッション・ポリシーを重視して大学を選んだか



出典：アドミッション・ポリシーに関する調査報告書「アドミッション・ポリシーの効果に関する研究」平成26年3月  
大学入試センター研究開発部

## 三つのポリシーの策定状況等②

### 2. カリキュラム・ポリシー

#### ○教育課程編成・実施の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	66	52	482	600
	( 76.7 %)	( 64.2 %)	( 81.0 %)	( 78.7 %)
(大学全体)	61	49	464	574
	( 70.9 %)	( 60.5 %)	( 78.0 %)	( 75.3 %)
(大学の一部)	5	3	18	26
	( 5.8 %)	( 3.7 %)	( 3.0 %)	( 3.4 %)

＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	81	68	545	694
	( 98.8 %)	( 86.1 %)	( 93.1 %)	( 94.0 %)
(全学部)	81	66	537	684
	( 98.8 %)	( 83.5 %)	( 93.1 %)	( 92.7 %)
(一部の学部)	0	2	8	10
	—	( 2.5 %)	( 1.4 %)	( 1.4 %)

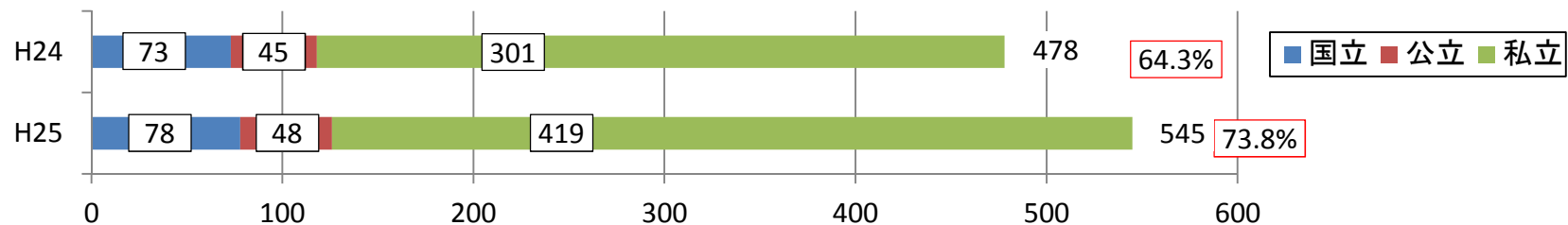
# 三つのポリシーの策定状況等③

## 3. ディプロマ・ポリシー

○学位授与の方針の策定の状況(平成25年度)

<大学全体として>	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を 定めている大学数	66 ( 76.7 %)	51 ( 63.0 %)	485 ( 81.5%)	602 ( 79.0 %)
(大学全体)	62 ( 72.1 %)	48 ( 59.3 %)	469 ( 78.8 %)	579 ( 76.0 %)
(大学の一部)	4 ( 4.7 %)	3 ( 3.7 %)	16 ( 2.7 %)	23 ( 3.0 %)
<学部段階として>	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を 定めている大学数	82 ( 100 %)	65 ( 82.3 %)	546 ( 94.6 %)	693 ( 93.9 %)
(全学部)	82 ( 100 %)	63 ( 79.7 %)	539 ( 93.4 %)	684 ( 92.7 %)
(一部の学部)	0 —	2 ( 2.5 %)	7 ( 1.2 %)	9 ( 1.2 %)

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合



# 三つのポリシーに関するこれまでの答申等①

## 「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日中央教育審議会答申)(抄)

- 各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。
- 入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

## 「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)(概要)①

### 1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

### 2. 主な内容

#### 【現状・課題】

#### 【改善方策の例】

#### (1) 学位授与の方針について

- ・ 他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・ 一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・ 学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・ 大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

- ・ 大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・ 国は学士力に関し、参考指針を提示

#### 〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解（文化，社会，自然 等）
2. 汎用的技能（コミュニケーションスキル，数量的スキル，問題解決能力 等）
3. 態度・志向性（自己管理能力，チームワーク，倫理観，社会的責任 等）
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

# 三つのポリシーに関するこれまでの答申等②

## 「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)(概要)②

### 【現状・課題】

### 【改善方策の例】

#### (2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

#### (3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

#### (4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

## 三つのポリシーに関するこれまでの答申等③

### 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月28日中央教育審議会答申)(抄)

- 成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。
- 学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

### 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)(抄)

- アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を見直す。
- 各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要な事項をアドミッション・ポリシーにおいて明確化することが必要であり、高等学校及び大学において育成すべき「生きる力」「確かな学力」の本質を踏まえつつ、入学者に求める能力は何か、また、それをどのような基準・方法によって評価するのかを、アドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが求められる。
- アドミッション・ポリシーの策定に当たっては、各大学の強み、特色や社会的役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを明らかにした上で、個別選抜において、様々な能力や得意分野、異なる背景を持った多様な生徒が、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのかを明示する必要がある。
- 各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、(...) アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。

### 「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日文部科学大臣決定)(抄)

- アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定を義務付ける等により各大学の取組を推進する。【中央教育審議会での議論を経て平成27年度中を目途に改正】
- 専門家による検討も踏まえながら、アドミッション・ポリシーに盛り込むことが求められる事項に関するガイドラインを作成し、各大学に提供する。【平成27年度中にガイドラインを作成】



# 「分野別の教育課程編成上の参照基準」について

## 1. 経緯

- 平成20年3月に中央教育審議会大学分科会でまとめられた「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」を受け、同年5月、文部科学省高等教育局長から日本学術会議宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」依頼。
- 平成22年7月、日本学術会議が「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に高等教育局長に手交。同文書において、各大学が分野別の教育課程を編成する際の参考となる基準として「分野別の教育課程編成上の参照基準」を策定することを提言。同年10月より、日本学術会議に設置された分野別の分科会等において、策定に向けた審議を開始。
- 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を受け、高等教育局長より、引き続き参照基準策定のための審議を進めるよう日本学術会議宛に依頼。

## 2. 主要な構成要素

### (1) 当該学問分野の定義と固有の特性

### (2) 当該学問分野で学生が身につけるべき基本的素養

- ①基本的な知識と理解
- ②基本的な能力:分野に固有の能力(※1)とジェネリックスキル(※2)  
(※1):専門的な知識や理解を活用する能力  
(※2):分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な事項に活用する能力

### (3) 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

### (4) 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育との関わり

→「学士課程教育の質保証は、教養教育を含めた学士課程教育全体の観点から行われることが必要」との考え方の下、教養教育の原点となる理念である「市民性の涵養」と、そのための専門教育と教養教育との関わりについての基本的考え方を記述。

## 3. 策定状況

- 以下の分野において策定済み。(19分野)

- |                         |                             |                      |
|-------------------------|-----------------------------|----------------------|
| ・『経営学』(平成24年8月31日)      | ・『法学』、『言語学・文学』(平成24年11月30日) | ・『家政学』(平成25年5月15日)   |
| ・『機械工学』(平成25年8月19日)     | ・『数理科学』(平成25年9月18日)         | ・『生物学』(平成25年10月9日)   |
| ・『土木工学・建築学』(平成26年3月19日) | ・『経済学』(平成26年8月29日)          | ・『材料工学』(平成26年9月1日)   |
| ・『地域研究』(平成26年9月3日)      | ・『歴史学』(平成26年9月9日)           | ・『政治学』(平成26年9月10日)   |
| ・『地理学』(平成26年9月30日)      | ・『文化人類学』(平成26年9月30日)        | ・『社会学』(平成26年9月30日)   |
| ・『心理学』(平成26年9月30日)      | ・『地球惑星科学』(平成26年9月30日)       | ・『社会福祉学』(平成27年6月19日) |

※現在、『哲学』、『農学』、『統計学』等の分野において参照基準の策定に向けた審議を行っているところ。